



## 協働事業提案申請書

令和 元年 7月16日

北 広 島 市 長 様

（申請者）

団体名 特定非営利活動法人

クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会

代表者の役職名・名前 理事長 五十嵐 恒夫



北広島市協働事業提案制度実施要綱第5条第1項の規定により、協働事業として次のとおり提案したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

### 記

1 提案事業の名称

クラーク博士別れの地・久蔵の里普及事業

2 提案事業の内容

協働事業提案企画書の通り

※ 提案者の要件 （確認した場合は 各項目の左の口にチェック（✓）をしてください）

1から4までのすべてにチェック（✓）が入らない場合は、提案できません。

- 1 北広島市内に所在し、主として市内で活動している。
- 2 市その他の行政機関が事務局に参加していない。
- 3 団体の構成員が5名以上（構成員に法人を含む場合も可）いる。
- 4 政治、宗教及び営利を目的としていない。

### 添付書類

- 1 協働事業提案企画書（第2号様式）
- 2 協働事業提案収支予算書（第3号様式）
- 3 団体の概要書（第4号様式）
- 4 役員及び会員名簿（第5号様式）
- 5 団体の定款、規約又は会則等（法人にあつては財務諸表など）
- 6 前年度活動報告書・収支決算書
- 7 その他参考となる資料



### 協働事業提案企画書

<b>事業の名称</b>	クラーク博士別れの地・久蔵の里普及事業					
<b>団体名</b>	特定非営利活動法人 クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会					
<b>1 事業分野</b>	・該当する分野にチェック (✓) を入れてください。(複数可)					
	<input type="checkbox"/> ①	保健・医療・福祉	<input checked="" type="checkbox"/> ②	社会教育	<input checked="" type="checkbox"/> ③	まちづくり
	<input checked="" type="checkbox"/> ④	観光	<input type="checkbox"/> ⑤	農山漁村又は中山間地域	<input checked="" type="checkbox"/> ⑥	学術・文化・芸術・スポーツ
	<input type="checkbox"/> ⑦	環境保全	<input type="checkbox"/> ⑧	災害救援	<input type="checkbox"/> ⑨	地域安全
	<input type="checkbox"/> ⑩	人権・平和	<input type="checkbox"/> ⑪	国際協力	<input type="checkbox"/> ⑫	男女共同参画
	<input type="checkbox"/> ⑬	子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> ⑭	情報化社会	<input type="checkbox"/> ⑮	科学技術
	<input type="checkbox"/> ⑯	経済活動	<input type="checkbox"/> ⑰	職業能力開発・雇用機会	<input type="checkbox"/> ⑱	消費者保護
	<input type="checkbox"/> ⑲	①～⑱の活動を行う団体への助言、援助活動				
<b>2 事業概要</b>	<p>明治10年(1877)にクラーク博士が帰国の際に見送りの学生たちに『青年よ、大志を抱け(Boys, be ambitious)』の言葉を残した別れの地「島松沢」に馬上のクラーク像を建立してクラーク博士の言葉の真意(クラーク精神)を後世に正しく伝えるとともに、この地を中山久蔵翁が寒冷地稲作(赤毛米)の栽培に成功した「久蔵の里」として公園化し、観光の活性化に寄与することを目的として下記の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① クラーク像の建立及び久蔵の里開発事業</li> <li>② クラーク精神の普及事業</li> <li>③ 観光振興及び活性化への貢献事業</li> <li>④ 広報活動及び会員拡大事業</li> <li>⑤ クラーク像建立及び久蔵の里開発基金募集事業</li> </ul>					
<b>3 役割分担 及び 協働の効果</b>	<p><b>1. 協働の必要性 (協働しなければならないことはどのようなことですか)</b></p> <p>別れの地「島松沢」には国指定史跡「旧島松駅通所」がありますが、上記事業の目的を達成するためには旧島松駅通所も含めた周辺の一体的な環境整備が必要です。このため、旧島松駅通所を委託管理している北広島市と協働で進める必要があると考えます。</p>					
	<p><b>2. 提案団体が担う役割/団体にとっての協働の効果</b> (提案団体は具体的に何をしますか、団体にとってどんなメリットがありますか)</p> <p>&lt;団体が担う役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧島松駅通所も含めた周辺の一体的な環境整備の検討</li> <li>② クラーク博士の馬上の像と中山久蔵翁の胸像の製作・設置</li> <li>③ 公園化後の「クラーク像」と「久蔵の里」の維持管理</li> </ul> <p>&lt;協働の効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 観光の活性化に向けた施策展開の促進</li> </ul>					
	<p><b>3. 市に期待する役割/市にとっての協働の効果</b> (市に何をしてほしいですか、市にとってどんなメリットがあると思いますか)</p> <p>上記事業の目的を達成するためには、市からの構築物(クラーク博士の馬上の像と中山久蔵翁の胸像)設置の承認と旧島松駅通所周辺の用地の確保を期待しております。また、この地を市民や観光客が憩える公園「久蔵の里」として整備し、完成後の維持管理方法についても市と協議して進める必要があると考えております。</p>					



5  
事業実施  
スケジュール

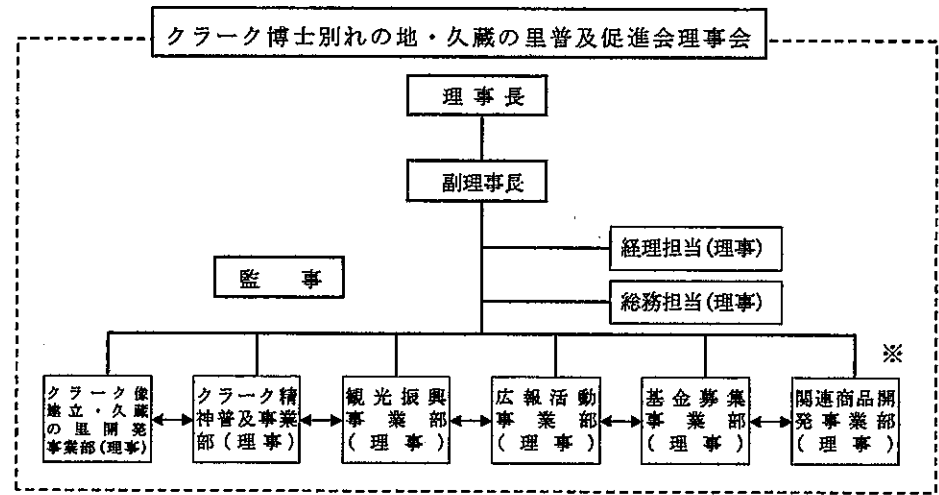
・ いつ頃、どのようなことをする予定ですか。(任意様式でも構いません)

時期	内 容
2019. 9. ～	【クラーク像建立・久蔵の里開発事業】 クラーク像建立・久蔵の里の適地の検討
2020. 3.	クラーク像建立・久蔵の里のマスタープランの作成
2020. 4. ～	クラーク像及び久蔵の里の設置場所全体の基本設計
2020. 9.	(北広島市における基本設計の認可、用地の確保)
2020. 10. ～	クラーク像及び中山久蔵翁の胸像の詳細設計発注
2021. 4.	(北広島市における久蔵の里(公園化)の詳細設計発注)
2021. 4. ～	クラーク像及び中山久蔵翁の胸像の工事発注・工事実施
2022. 9.	(北広島市における久蔵の里(公園化)の工事発注・工事実施)
2022. 10.	クラーク像及び久蔵の里完成・運用開始 (市及び市民によるオープニングセレモニー)

【クラーク精神の普及事業、観光振興及び活性化への貢献事業、広報活動及び会員拡大事業、クラーク像建立及び久蔵の里開発基金募集事業については、団体の通年行事として実施】

6  
事業実施体制

1. 組織図について (イメージをお書きください)



※関連商品開発事業部については、クラーク像及び久蔵の里完成後に活動開始予定

2. 提案事業を実施する上での総括責任者は決まっていますか。  
( はい ・ いいえ )
3. 提案事業を実施する体制に課題はありますか。  
( ある ・ ない ) (ある場合は、どのような点が記載してください)

<p style="text-align: center;">7 協働の実績</p>	<p>1 地域住民や他の団体と協働して取り組んだ活動（事業）等がありますか。 （<input checked="" type="radio"/>ある・<input type="radio"/>ない） （ある場合は、いつ、誰と、どのような協働を行ったか記載してください）</p> <p>2018年11月6日 特定非営利活動法人 いこ〜よ友の会と「ゆたかな街づくり協定書」を締結。 2018年12月15日 講演会「北海道150年・クラーク博士のまぼろしと酪農」を共催 2019年2月16日 「講演と音楽の集い」を共催 2019年4月16日 「クラーク博士別れの日（アンビシャス・デー）記念講演会 W.S.クラーク、札幌農学校の260日」を共催</p> <p>2 これまで行政と協働して取り組んだ活動（事業）等がありますか。 （<input type="radio"/>ある・<input checked="" type="radio"/>ない） （ある場合は、いつ、どのような協働を行ったか記載してください）</p>
<p style="text-align: center;">8 事前調査 事例研究</p>	<p>○ 今回の提案に当たって、事前に調べたこと（ニーズ把握、データ（統計）、参考とした事例など）はありますか。 （<input type="radio"/>ある・<input checked="" type="radio"/>ない） （ある場合は、参考とした事例の概要、研究結果や参考データ・文献などをお書きください）</p>
<p style="text-align: center;">9 市の事業 関係課</p>	<p>（これまでに、担当と思われる部署に電話連絡や相談等を行ったことがある場合は、担当部署名及び経過をお書きください。ない場合は、事業実施上関連すると思われる部署をお書きください）</p> <p>2017年9月19日 北広島市企画財政部、経済部、教育部の関係部長、課長等と意見交換を開催 2019年1月15日 北広島市企画財政部、経済部、教育部の関係部長、課長等と意見交換を開催</p>
<p style="text-align: center;">10 その他</p>	<p>（提案、事業実施に向けて。広くアピールしたいことがあれば、記載してください）</p> <p>毎年4月16日（クラーク博士との別れ日）をアンビシャスディとして、北広島市のイベントを協働事業として企画・運営することを提案致します。</p>







団体の概要書

<p>団体の名称</p>	<p>(ふりがな)                  特定非営利活動法人 クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会</p>		
<p>団体所在地</p>	<p>〒061-1134                  北海道北広島市大曲光4丁目1-8</p>		
<p>代表者氏名</p>	<p>(ふりがな)                  いがらし つねお                  五十嵐 恒夫</p>		
<p>活動開始年月日</p>	<p>2016年4月24日(「クラーク博士との別れの地普及促進会」設立総会)                  2017年5月14日(「NPO法人 クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会」設立総会)</p>		
<p>構成員数</p>	<p>正会員数 266人(うち役員数 17人)、賛助会員数 14人</p>		
<p>団体の目的</p>	<p>明治10年(1877)にクラーク博士が帰国の際に見送りの学生たちに『青年よ、大志を抱け(Boys, be ambitious)』の名言を残しましたが、別れの地「島松沢」に馬上のクラーク博士像を建立して、クラーク博士の名言の真意(クラーク精神)を後世に正しく伝えるとともに、別れの地を中山久蔵翁が寒冷地稲作(赤毛米)の栽培に成功した地「久蔵の里」として公園化し、観光の活性化に寄与することを目的とする。</p>		
<p>活動内容、                  主な活動実績                  (過去3年以内)</p>	<p>2016年4月24日(「クラーク博士との別れの地普及促進会」設立総会開催)                  2016年度の活動実績: 講演会2回、バスツアー1回、会報発行2回                  2017年5月14日(「NPO法人 クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会」設立総会開催)                  2017年7月3日 NPO法人資格取得                  2017年度の活動実績: 講演会2回、シンポジウム1回、会報発行4回                  2018年2月「クラーク博士小伝」「中山久蔵翁小伝」「アンビシャス基金のお願い」発行                  2018年5月13日(通常総会開催)                  2018年度の活動実績: 講演会3回、バスツアー1回、会報発行3回</p>		
<p>年間予算</p>	<p>2016年度 16万円(決算額)                  2017年度 59万円(決算額)                  2018年度 26万円(決算額)</p>		
<p>担当者                  連絡先</p>	<p>(ふりがな)                  氏名 きくかわ あきお                  菊川 昭夫</p>		<p>役職                  理事</p>
	<p>住所</p>		
	<p>電話番号                  F A X</p>		
	<p>E-mail</p>		
	<p>URL アドレス <a href="http://www.kura-ku.com/">http://www.kura-ku.com/</a></p>		



# 特定非営利活動法人クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会定款

## 第1章 総則抜粋

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会(略称：NPO法人クラーク会)という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道北広島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、北広島市の旧島松駅通所で、クラーク博士が見送りの学生たちに『青年よ、大志を抱け(Boys, be ambitious)』の名言を残しましたが、別れの地「島松沢」に馬上のクラーク博士像を建立して、その言葉の真意とクラーク博士の偉業(クラーク精神)を後世に正しく伝えるとともに、別れの地は中山久蔵が寒冷地稲作(赤毛米)の栽培に成功した地・久蔵の里で、その功績を記念して、北広島市の観光振興と活性化に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) クラーク像の建立及び久蔵の里開発活動
- (2) クラーク精神の普及活動
- (3) 観光振興及び活性化への貢献活動
- (4) 広報活動及び会員拡大活動
- (5) クラーク像建立及び久蔵の里開発基金募集活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) クラーク像の建立及び久蔵の里開発事業
- (2) クラーク精神の普及事業
- (3) 観光振興及び活性化への貢献事業
- (4) 広報活動及び会員拡大活動事業
- (5) クラーク像建立及び久蔵の里開発基金募集事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 関連商品の開発・販売
- (2) 会員相互の交流を図る事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとして、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同して、事業を援助するために入会した団体又は企業  
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体、企業が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した年会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人は理事長、1人は副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会及び所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期終了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に任意の活動を充実させる機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の議決により選任及び解任する。

3 相談役は、この法人に功績のあった者から、理事会の議決により選任及び解任する。

4 顧問及び相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、また会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

6 前項ただし書に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

## 第6章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条においても同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があつたとき。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつた場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を開催するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところとする。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記する。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合において、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

ばならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができな



い。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の数（書面表決者については、その旨を明記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第8章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄附金品
- (4) 預貯金等の利息
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次の掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設置の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第111条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページにより行う。

第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理 事	五十嵐	恒夫
同	金川	弘司
同	秋林	幸男
同	伊藤	正秀
同	稲田	保子
同	片山	藤夫
同	片山	正子
同	菊川	昭夫
同	菊池	重孝
同	近藤	邦夫
同	永宮	忠男
同	中山	朝之
同	長谷川	秀男
同	檜皮	義博
同	松本	敬司
監 事	橋本	英正

3 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。なお、この法人の設立の日の前日までに、非営利活動法人クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会の当該年度の年会費を納入した者については、会費を徴収しない。

(1) 正会員 年会費 1,000円

(2) 賛助会費 年会費 一口 3,000円

4 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から平成30年3月31日までとする。

## 2018年度 事業報告書

2018年4月1日～2019年3月31日まで

特定非営利活動法人  
クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会  
(略称：NPO法人クラーク会)

### 1. 事業の成果

当会は、2017年度に特定非営利活動法人の認証(2017年7月3日付け)を受け、「クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会」として事業を展開して参りました。

2018年度は、事業計画書に基づき具体的な活動を進め、以下の通り「講演会」の開催、会報「クラーク会だより」の発行を行うと共に、会で発行した「クラーク博士小伝」、「中山久蔵翁小伝」、「クラーク会アンビシャス基金のお願い」などの冊子を会員及び全国の賛同者へ開示してまいりました。

また当会の目標を達成するためには、指定(認定)NPO法人<sup>⑨</sup>の資格取得が必須と考え、2020年度の取得を目指して必要な体制作りと講演会などの活動を推進してまいりました。

⑨ 指定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、条例などに定めた基準に適合したものとして、北広島市条例による指定を受けたNPO法人をいいます。

(認定NPO法人は、都道府県知事の認定を受けたNPO法人)

#### <活動報告>

2018年

- 4月 4日 平成29年度事業及び会計実施状況の監査受検
- 4月 9日 第1回理事会 平成30年度通常総会議案書及び講演会の検討
- 4月20日 クラーク会だより 第9号発行
- 5月18日 平成30年度通常総会議案書及び講演会の案内発送(クラーク博士小伝などの冊子同封)
- 5月10日 第2回理事会 通常総会及びクラーク記念講演会の進め方の検討
- 5月13日 平成30年度通常総会及び講演会開催  
13:00～14:20 <通常総会：出席者51名、委任状121名>  
14:30～16:30 <クラーク記念講演会：出席者98名>  
「新島襄に夢を託し、北海道近代化の礎を創った男・福土成豊」  
講師：中島 宏一氏(北海道開拓の村館長)
- 5月31日 第3回理事会 通常総会の報告、平成30年度の活動計画の審議
- 6月21日 第4回理事会 クラーク会の目標達成に向けた取り組みの検討
- 7月12日 第5回理事会 クラーク会事務所の検討、クラーク会だより第10号の検討

- 7月31日 クラーク会だより 第10号発行
- 8月6日 第6回理事会 指定(認定)NPO法人資格の取得に向けての検討
- 9月3日 指定(認定)NPO法人制度の勉強会  
北広島市 市民環境部 米川市民参加・住宅政策室長、高嶋主査
- 9月3日 第7回理事会 指定(認定)NPO法人資格取得の検討
- 9月20日 北海道大学訪問(五十嵐、金川、安宅、菊川)
- 10月10日 第8回理事会 クラーク見学会(バスツアー)の検討、緑陽中学校での講話内容の検討
- 10月27日 クラーク見学会(バスツアー)「島松川の歴史遺産とクラーク像を訪ねて」(参加者:24名)
- 11月2日 酪農学園大学、星槎道都大学訪問(五十嵐、金川、安宅、菊川)
- 11月6日 NPO法人いこ～よ友の会との協定書の締結
- 11月7日 第9回理事会 指定(認定)NPO法人格の取得に向けた進め方の検討
- 11月27日 緑陽中学校3年生への「クラーク精神」についての講話の開催<出席生徒数50名>
- 12月4日 第10回理事会 12/15予定の講演会の進め方の検討及び会報11号の検討
- 12月15日 講演会の開催<出席者73名>  
14:30～16:30 講演会「北海道150年・クラーク博士のまぼろしと酪農」  
講師:元酪農学園大学学長 安宅一夫氏(NPO法人クラーク会 理事)
- 12月27日 第11回理事会 2/16予定の講演会の進め方の検討及び当面のスケジュールの検討

## 2019年

- 1月1日 クラーク会だより 第11号発行
- 1月15日 市幹部との意見交換会の開催
- 1月15日 第12回理事会 市幹部との意見交換会模様及び2/16の講演会の進め方の検討
- 2月6日 第13回理事会 4/16予定の講演会及び通常総会・アトラクションの日程検討
- 2月16日 講演と音楽の集いの開催<出席者76名>  
14:00～15:30 講演会「開拓使とお雇い外国人」  
講師:北海道大学名誉教授 金川弘司氏(NPO法人クラーク会 副理事長)  
15:50～16:30 音楽の集い「昭和歌謡曲を弾き語り」  
ギター弾き語り:田村幸雄氏(NPO法人クラーク会 会員)
- 2月27日 緑陽中学校1・2年生への「クラーク精神」についての講話の開催<出席生徒数49名>
- 3月7日 第14回理事会 2019年度通常総会及びアトラクションの検討

2. 事業の実施内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	全参加人数	受益対象者の範囲及び会員以外の参加人数(再掲)	事業費の決算額(千円)
クラーク像 建立及び久蔵の里開発 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラーク像の建立及び久蔵の里開発場所の検討</li> <li>・クラーク像及び久蔵の里の基本設計の実施</li> <li>・関連機関及び関連団体との協議</li> </ul>	通年  通年  意見交換会 1/15,	北広島市	60人	北広島市及びその周辺地域の住民   15人	7千円
クラーク精神の普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラーク精神にちなんだ中学生向け教材の製作</li> <li>・希望する中学校などへの啓蒙活動</li> <li>・講演会などの開催</li> </ul>	中学校向け プレゼン資料の製作 6月～12月 講話の実施 11/27, 2/27, 講演会等 5/13, 10/27, 12/15, 2/16,	北広島市	440人	北広島市及びその周辺地域の生徒・関係者   260人	73千円
観光振興及び活性化への貢献事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念イベントの開催検討(仮称: ambitious・久蔵まつり)</li> <li>・ambitious賞・久蔵賞設立の検討</li> </ul>	通年	北広島市	15人	北広島市及びその周辺地域の住民   人	6千円
広報活動及び会員拡大活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会報の発行</li> <li>・ホームページの開設・更新</li> <li>・会員拡大活動の推進</li> </ul>	会報 4/20, 7/31, 1/1, ホームページの更新 随時	北広島市	1,520人	北広島市及びその周辺地域の住民   480人	107千円
クラーク像 建立及び久蔵の里開発 基金募集事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容説明資料(趣意書・冊子)の展開</li> <li>・クラーク像建立及び久蔵の里開発基金の募集</li> <li>・クラウド・ファンディング登録検討</li> </ul>	会員・市民・大学等へ配布	北広島市	65人	北広島市を中心とした住民及び全道・全国の企業・団体   25人	15千円

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の決算額(千円)
関連商品開発事業	・クラーク博士及び久蔵翁にちなんだ関連商品の開発検討	通年	北広島市	人	0千円

2018年度 特定非営利活動法人に係る事業活動計算書

2018年4月1日 ~ 2019年3月31日 まで

特定非営利活動法人

クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会

科 目	金 額 [ 税込 ] (単位:円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員 受取会費 ( 205 名 )	205,000	
賛助会員 受取会費 ( 12 口 )	36,000	
受取会費計		241,000
2 受取寄付金		
クラーク像建立及び久蔵の里開発基金受取寄付金	152,000	
その他の受取寄付金	291,000	
受取寄付金計		443,000
3 受取助成金		
受取助成金	0	
受取助成金計		0
4 前受金		
正会員 受取会費 前受金	0	
賛助会員 受取会費 前受金	0	
前受金計		0
5 雑収入		
雑収入 (受取利息含む)	2	
雑収入計		2
経常収益計 (A)		684,002
II 経常費用		
1 事業費		
消耗品費 (含 事務費)	36,448	
旅 費	11,450	
印刷費	32,399	
租税公課	0	
通信費	77,402	
謝 金	10,000	
使用賃借料	9,828	
その他費用	30,706	
事業費計		208,233
2 管理費		
消耗品費 (含 事務費)	20,102	
旅 費	0	
印刷費	12,543	
租税公課	600	
通信費	2,064	
謝 金	0	
使用賃借料	9,175	
その他費用	8,557	
管理費計		53,041
経常費用計 (B)		261,274
III 正味財産の部		
当期 正味財産増減額 (C) = (A) - (B)	422,728	422,728
前期繰越 正味財産額	213,622	213,622
次期繰越 正味財産額		636,350

※その他の事業に係る活動計算書については、2018年度は事業を実施していないため記載省略します。



2019年度 特定非営利活動法人に係る事業活動計算書予算書(案)

2019年4月1日 ~ 2020年3月31日

特定非営利活動法人

クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会

(単位:円)

科 目	予 算 額(a)	前年実績(b)	増減(a)-(b)
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
正会員 受取会費 (220名)	220,000	205,000	15,000
賛助会員 受取会費 (30口)	90,000	36,000	54,000
受取会費計	310,000	241,000	69,000
2 受取寄付金			
クラーク像建立及び久蔵の里開発基金受取寄付金	0	152,000	-152,000
その他の受取寄付金	200,000	291,000	-91,000
受取寄付金計	200,000	443,000	-243,000
3 受取助成金			
受取助成金	0	0	0
受取助成金計	0	0	0
4 雑収入			
雑収入 (受取利息含む)	0	2	-2
雑収入計	0	2	-2
経常収益計 (A)	510,000	684,002	-174,002
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
賃金	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
消耗品費	40,000	36,448	3,552
旅費交通費	15,000	11,450	3,550
印刷製本費	40,000	32,399	7,601
租税公課	0	0	0
通信運搬費	80,000	77,402	2,598
諸謝金	10,000	10,000	0
会場費	10,000	9,828	172
雑費	31,000	30,706	294
その他経費計	226,000	208,233	17,767
事業費計	226,000	208,233	17,767
2 管理費			
(1) 人件費			
給料	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
消耗品費	20,000	20,102	-102
旅費交通費	0	0	0
印刷製本費	15,000	12,543	2,457
租税公課	1,000	600	400
通信運搬費	2,000	2,064	-64
諸謝金	0	0	0
会場費	10,000	9,175	825
雑費	10,000	8,557	1,443
管理費計	58,000	53,041	4,959
経常費用計 (B)	284,000	261,274	22,726
<b>III 正味財産の部</b>			
当期正味財産増減額 (C) = (A) - (B)	226,000	422,728	-196,728
前期繰越正味財産額	636,350	213,622	422,728
次期繰越正味財産額	862,350	636,350	226,000